

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、毎年度、4つの財政指標（健全化判断比率）を算出し、公表することを義務付けています。なお、健全化判断比率が法律に定める一定の水準以上である場合は、財政健全化団体や財政再生団体となり、自主的あるいは国などの関与を受けながら、財政の健全化や再生を進めることになります。

I 健全化判断比率の算出方法

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、その年度における一般会計等（台東区においては、一般会計のほか病院施設会計及び用地会計が該当します）の赤字の程度を指標化し、財政運営状況を示すものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- **一般会計等の実質赤字額**：一般会計、病院施設会計、用地会計の実質赤字の合計額
- **標準財政規模**：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、特別区税や特別区財政調整交付金（普通交付金）等が含まれる。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、その年度におけるすべての会計の赤字・黒字を合算した全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営状況を示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- **連結実質赤字額**：すべての会計の実質赤字の合計額から実質黒字の合計額を差し引いたもの。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の借入金の返済額（公債費）やこれに準じる支出額の大きさを指標化し、財政の硬直化がどの程度進んでいるかを示すものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地元利債還金 + 準元利債還金) - (特定財源 + 元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額)}{(3か年平均) \quad \text{標準財政規模} - (元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額)}$$

- **準元利債還金**：元利債還金に準ずるものとして、一部事務組合等の起こした地方債の元利債還金に充てた負担金、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出などが含まれる。
(台東区では、清掃一部事務組合分担金の一部や特別養護老人ホーム建設費補助などが該当)
- **元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額**：普通交付税上の基準財政需要額に算入される額で、減税補てん債の元利債還金などが含まれる。

4 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等の借入金（地方債）の残高や将来負担する可能性の高い支出の見込み額と、それに対する財源の見込み額を指標化し、将来どの程度財政が圧迫される可能性があるかを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利債還金} \cdot \text{準元利債還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- **将来負担額**：地方債の現在高、退職手当負担見込額、一部事務組合等の起こした地方債現在高に対する負担金見込額、債務負担行為に基づく支出見込額などが含まれる。
- **充当可能基金額**：法令の規定等により地方債の償還に充当することができない基金を除いた基金残高
- **地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額**：普通交付税上の基準財政需要額に算入される見込額で、減税補てん債の現在高などが含まれる。

II 台東区の健全化判断比率

平成22年度決算における台東区の健全化判断比率は、次のとおりです。

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成22年度		—	—	4.7%	—
参 考	平成21年度	—	—	5.7%	—
	平成20年度	—	—	6.9%	—

1 実質赤字比率

平成22年度決算における一般会計等（一般会計・病院施設会計・用地会計）の実質収支の合計は、約28億3千万円の黒字となっています。実質赤字比率は、対象となる会計の実質収支の合計が赤字の場合のみ比率を算出することとなっており、黒字の場合は、比率なし=“—”で表します。

なお、この指標の数値が、11.25%以上になると財政健全化団体に、20.00%以上になると財政再生団体となります。

2 連結実質赤字比率

平成22年度決算における全会計の実質収支の合計は、約51億4千万円の黒字となっています。連結実質赤字比率は、全会計の実質収支の合計が赤字の場合のみ比率を算出することとなっており、黒字の場合は、比率なし=“—”で表します。

なお、この指標の数値が、16.25%以上になると財政健全化団体に、30.00%以上になると財政再生団体となります。ただし、平成22年度決算については、財政再生団体となる基準は、35.00%の経過的基準が適用されます。（※）

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的基準（平成20年度決算：40%→平成21年度決算：40%→平成22年度決算：35%）が設けられています。

3 実質公債費比率

平成22年度決算における特別区債の元利償還金や一部事務組合等の起こした地

方債の元利償還金に充てた負担金などの合計額から、財源として充てた特定財源等を差し引いた額は、約17億4千万円でした。この数値を一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較して指標化したものが実質公債費比率となります。

平成22年度決算における台東区の実質公債費比率は4.7%です。平成21年度決算における実質公債費比率5.7%に比べ、1.0ポイント低下しました。この主な要因は、特別区債の償還の進捗により元利償還金の額が減少したことです。

なお、この指標の数値が、25.0%以上になると財政健全化団体に、35.0%以上になると財政再生団体となります。

4 将来負担比率

平成22年度末における特別区債の現在高や退職手当の負担見込額など、将来負担しなければならない額は約444億8千万円でした。

これに対して、財源として充てることのできる基金残高や普通交付税上の基準財政需要額に算入される減税補てん債等の地方債現在高などの合計は、約805億1千万円になります。

これら将来の負担額から充当可能な財源等を差し引いた値を一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較して指標化したものが将来負担比率です。

平成22年度の将来負担比率は、将来の負担額より充当可能な財源等が多くなることから、比率がマイナスとなるため、比率なし=“-”で表します。

なお、この指標の数値が、350.0%以上になると財政健全化団体となります。

[参考]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

1 健全化判断比率の公表等[平成20年4月1日施行]

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ①**実質赤字比率** 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に占める割合
- ②**連結実質赤字比率** 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に占める割合
- ③**実質公債費比率** 実質的な債務全てにかかる償還額の標準財政規模に占める割合
- ④**将来負担比率** 将来負担すべき実質的な負債残額の標準財政規模に占める割合

2 健全化判断比率が一定水準以上の場合[平成21年4月1日施行]

財政健全化団体:健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の団体

- 財政健全化計画を議会の議決を経て定め、公表
- 每年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- 財政の早期健全化が著しく困難である場合、総務大臣又は都道府県知事が勧告

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	350.0%

※ 上記は台東区の標準財政規模の場合の数値です。

財政再生団体:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の団体

- 財政再生計画を議会の議決を経て定め、公表
- 每年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- 財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣が予算変更等必要な措置を勧告

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
財政再生基準	20.00%	30.00%※	35.0%

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的基準が設けられています。

平成20年度決算 40%

平成21年度決算 40%

平成22年度決算 35%